

答 申

第1 審査会の結論

岡山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年4月8日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「①教員採用試験の合否結果を郵便発送したときの郵便発送を記録した書面、②県教委幹部が教職OBらの口利きによって一部受験者（教員採用試験で①と同じ。）に合否結果を伝授した日時を判明する書面」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、①については「合格通知の発送日の特定ができる文書発送番号簿」を特定した上で開示とし、②については「文書不存在（作成していないため保有していない。）」を理由として非開示とする公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年4月13日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成21年4月27日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成21年5月7日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消して、合否結果の事前連絡をした日時の特
定できる書類の開示を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、
概ね次のとおりである。
なお、異議申立人から実施機関の非開示理由説明書に対する意見書の提出はなかつ

た。

県教委内部職員数人で構成された調査チームが、「合格通知の発送後、合否結果を電話等で照会者ら（口利きをした者、教職OBら）に連絡した」と調査結果を報告書に記載している事実がある。

このことから少なくとも合格通知の発送後に口利き者らに電話等で連絡している事実（日時の前後関係）を調査チームは明確に認定している。

この事実認定には、少なくとも被調査人らの口述が前提に存在し、その口述をメモした書面とか事情聴取書（形は問わないが）の類の書面が存在すると考えるのが自然である。

なぜ日時の前後関係に係る重要な事実認定をする場合に、県教委は文書など証拠になるものを作成していないのか大いに疑問があり、不信感で一杯である。口利きが合格通知発送前にあったことを十分推認させることにもつながり、にわかに調査報告書は信じがたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

合否結果の事前連絡をした日時の特定期間できる文書類は作成していないため、文書不存在により非開示とした。

合否結果の事前連絡をした日時を確認できる書面が存在するはずであるとのことであるが、教員採用候補者選考試験等に関する調査チームが、平成15年度から平成19年度までの間に教育長・教育次長・教職員課長・教職員課人事担当参事・教職員課人事担当班長であった者について、在任中に行われた教員採用試験の合否結果問い合わせ等の状況について聞き取り調査をした調査票（以下「調査票」という。）においては合否結果を電話連絡した日時までは特定できていない。また、調査票以外には合否結果の事前連絡について確認した書類は存在しないため、文書不存在により非開示とした。なお、電話連絡が合否結果投函の前か後かについては、全員投函後であると回答したため、投函後電話連絡しているとの調査結果となっている。

また、調査票については、平成20年10月に異議申立人に氏名を除いた一部を文書開示しているところである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、「県教委幹部が教職OBらの口利きによって一部受験者（教員採用試験）に合否結果を伝授した日時の判明する書面」である。

2 本件対象公文書の存否について

異議申立人は、実施機関の調査チームが調査結果の報告書において、合格通知の発送後に口利き者らに電話等で連絡している事実（日時の前後関係）を明確に認定して

いることから、少なくとも被調査人の口述が前提に存在し、その口述をメモした書面とか事情聴取書の類の書面が存在すると考えるのが自然であると主張している。

一方、実施機関は、調査票においては合否結果を電話連絡した日時までは特定できておらず、また、調査票以外には合否結果の事前連絡について確認した書類は存在しないため、文書不存在により非開示としたと主張しているため、本件対象公文書の存否について以下検討する。

異議申立人は、「少なくとも被調査人の口述が前提に存在し、その口述をメモした書面とか事情聴取書の類の書面が存在すると考えるのが自然である」と主張しているものの、実施機関の職員がこれらの文書を作成したことを推知せしめるような具体的な主張はなされていない。他方、実施機関では、教育長等関係者からの聞き取り調査結果を調査票に記録し、その中に「投函後、電話連絡している」との記述があることから見ると、他に実施機関が本件公文書を保有していると推測すべき特段の事情も認められない。

以上のことから、本件対象公文書について作成していないため保有していないという実施機関の説明は、不自然・不合理とは認められない。

3 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書について不存在を理由として非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 5 月 7 日	実施機関から諮問を受けた。
平成21年 7 月 10日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成22年 2 月 4 日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年 3 月 15日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成22年 4 月 23日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。

平成22年 5月28日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成22年 6月25日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成22年 7月29日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤 田 奈 美	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	